

物 品 貸 付 要 領

無料貸付物品（数量上限）について

- ・急須（約300cc）（10個）
- ・湯冷まし（約300cc）（10個）
- ・つゆ茶器（茶碗、蓋、湯冷まし）（10セット）
- ・フィルターインボトル（750ml）（5本）

※上限以上に貸付を希望される場合には、事前にご相談ください

貸付条件について

- ・藤枝茶の魅力を発信すること
- ・闘茶会や飲み比べ時に使用する他産地のお茶について、制限はありません
- ・使用目的以外の転貸はできません
- ・個人または、自社商品の営業となる場合には貸付できません
- ・貸付状況や市、藤枝市茶振興協議会のイベント状況により、貸付できない場合があります
- ・貸付物品の引き渡し、保管、修理及び返納に要する費用は、借受人の負担となります

物品の取扱いについて

- ・急須、湯冷ましについては、緑茶のみ（紅茶等は不可）の使用としてください
- ・急須内の帯網には触れないでください
- ・つゆ茶器については、朝比奈手摘み本玉露／朝比奈玉露の茶葉のみの使用としてください
- ・調味料等をかけて茶葉を飲食する際は別途、容器に移してください
- ・洗剤をつけずに熱湯でゆすぎ、よく乾かしてからしまってください
- ・細部まで点検の上、貸付時と同様に破損しないよう梱包し返却をお願いします
- ・物品の取扱いには、十分に気をつけて使用してください

貸付手続きについて

- ・別紙、物品借用書をご提出ください
- ・使用日の3ヵ月前よりご提出いただけます
- ・ご提出後、貸付可否についてご連絡します
- ・1回の貸付期間は、2週間となります

その他、要領に記載がないことについては、事前にご相談ください

提出先

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2-15-25 藤枝市役所南館1階
藤枝市 産業振興部 お茶のまち推進室

Eメール：ocha@city.fujieda.shizuoka.jp